

〈研究ノート〉

# 小平市における障がい者福祉計画策定と 今後の課題 自立支援と共生社会をつなぐ

瀧口 優 *TAKIGUCHI Masaru*

- 1 — はじめに
- 2 — 研究の目的
- 3 — 研究の課題と方法
- 4 — 研究結果
- 5 — 考察

【要旨】「障害者総合支援法」によって、各自治体は障がい者計画の策定と障がい者への支援を積極的に進めることが求められるようになってきた。現在2010年に策定された「第三期小平市障害福祉計画」及び「小平市障がい者福祉計画」に沿って様々な事業が進められているが、果たして現在の計画が本当に障がい者の立場に立ったものとなっているのか不安な部分もある。次期計画の策定に向けて、どのような内容が求められるのかを考えてみた。

あわせて、日本政府が2013年になって批准した「障害者の権利条約」は、障がい者が尊厳を持って生きることを基本に策定され、多くの国や地域で枠組み作りが進んでいる。批准したばかりの日本であるが、小平市において、条約の趣旨を取り入れた「第四期小平市障害福祉計画」が策定されるための資料としてまとめることになった。

## 1 — はじめに

2000年6月に「社会福祉事業法」が改正されて「社会福祉法」が成立し、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「児童福祉法」なども合わせて改訂された。これを踏まえて障がい者福祉のサービスは行政がその内容を決める措置制度から、障がい者自らがサービスを選択して事業所などと契約する支援費制度へと移行した。

続けて2004年6月には「障害者基本法」が改正され、障がいを理由とする差別等の禁止が書き込まれた。地方自治体の障害者計画策定は2006年より「努力」項目から「義務」項目へと改められ、行政として必ず計画を策定しなければならなくなった。更に2005年に「発達障害者支援法」が施行され、自閉症やアスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動症などについても支援の対象として位置付けられることになった。

こうした流れの集大成として2006年4月に「障害者自立支援法」が施行され、市町村が実施主体となって障害福祉サービスの一元化、利用者負担の原則、国の財政責任の明確

化、就労支援の強化などが図られた。しかしこの「障害者自立支援法」にもさまざまな問題があり、「利用者応能負担」を基本とする総合的な障がい福祉制度となる「障害者総合支援法」（正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）として改正され、2013年から障害者の定義に「難病」などが追加され、2014年からは障害者区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されている（小平市2012）。

小平市は、こうした国の法改正を受けて、障がい者福祉計画とそれに基づく障害福祉計画を策定して現在「第三期小平市障害福祉計画」の最終年を終えようとしている。そして更に次の計画を策定すべく「小平市障がい者福祉計画・第四期小平市障害福祉計画策定検討委員会」を立ち上げている。なお、「障がい」の表記であるが、厚生労働省では「障害」を基本としているが、小平市は「障がい」を基本としている。本稿では小平市の表記方法「障がい」を基本とし、国や東京都の表現はそのまま「障害」を使うこととした。

## 2 — 研究の目的

本稿の第1の目的は小平市という1つの行政単位において、障がい者問題をとりまく環境の変化の中で、どのようにしてより良い障がい者計画を策定していくのか、その内容と展望を明らかにすることである。とりわけ2006年の国際連合第61回総会において「障害者権利条約」が採択され、2007年には日本もこの条約に署名した。これを受けて2010年に障がい者が過半数を占める「障害者制度改革推進会議」が開催され、上記の「障害者基本法」の改正や「障害者総合福祉法」、「障害者差別禁止法」の制定など、権利条約の批准に向けた準備が進められ、2013年（12月）に国会において「障害者権利条約」の批准が承認された。

第2の目的としては、「障害者権利条約」がどのような形で日本において生かされるのか、つまりこれから作成される障がい者福祉計画は、この「障害者権利条約」を踏まえたものとして新たな内容を取り込まなければならないということを明らかにすることである。条約の中で書かれている「合理的配慮」や「障害者を包容する教育制度（インクルーシブ・エデュケーション）」を取り入れることが求められていることになる。あわせて2011年に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以後「虐待防止法」）を受けて、障がい者の人権をどのように守っていくのか、その道筋を明らかにしたい。

第3の目的は、障がい者問題を当事者及び行政と当事者だけの問題にせず、市民全体としてこの問題をどのように考えていけるのかその道筋を明らかにすることである。

## 3 — 研究の課題と方法

研究の方法としては、2012年に策定された「小平市障がい者福祉計画・第三期小平市障

「害福祉計画」の中から現状と計画を取り出して分析し、人口規模の近い4つの自治体と比較しながら、小平市の積極面と課題を明らかにする。その上で積極面をどのように伸ばしていくか、課題をどのように克服していくのかを考えたい。

障がい者問題は多様で多岐にわたっている。それらを全て把握するのは行政に関わる一部の人以外は存在しない。しかもその行政においても様々な部局に関係するので、全体像を把握するのは容易ではない。更には、行政の担当者も数年単位で担当部署から異動していくので、分かりかけたところで新しい人になってしまうということも少なくない。計画を建てたときの担当者が計画の途中で交代することによって、またはじめから法律の理解や人間関係を築いていかなければならないという課題もある。

一方障がいを持った当事者や支援団体などにとって、自分の障がいに関することについては問題点や課題などを明らかにすることはしやすいが、他の障がいを持った場合はなかなか難しい。それをどのように克服していくのかも課題であると同時に、市民も含めた地域における理解をどのようにすすめるのかも問われるところであり、共生社会の視点から地域ネットワークづくりについて考えていきたい。

なお小平市の障がい者計画についてまとめた先行研究は見られないが、全国の自治体で策定されている障がい者計画はいくつか参考になった。とりわけ東京都内で人口規模が小平市と近い、三鷹、西東京、立川、日野である。

## 4 — 研究結果

### (1) 小平市における障がい者及び団体の現状

小平市等の障がい者については表1のような数字となっている。本来人口規模が同じならばほぼ同じ数字になると思われるが、実際には施設設備などの関係で、居住地を変える障がい者もあり、地域の特殊性が現れる。小平市の場合は2010（平成22年）度においては人口に占める障がい者の割合は3.88%で、立川市に次いで高い。更に3年後はその立川市の数値も越えており、障害者の増加傾向が顕著である。

なお小平市の2013（平成25）年度の数字は、①5,155人②1,203人③1,363人④7,721人

表1 障がい者人口（2010（平成22）年）

（①から⑤の単位は人）

項目	小平	三鷹	西東京	立川	日野
①身体障がい者手帳所持者	4,911	3,986	4,957	5,075	4,431
②愛の手帳所持者（知的障がい）	1,066	848	992	1,102	888
③精神障がい者保健福祉手帳所持者	997	1,043	867	899	*817
④合計	6,974	5,877	6,816	7,076	6,136
⑤人口	179,717	176,986	191,421	174,458	174,169
⑥人口に占める割合	3.88%	3.32%	3.56%	4.06%	3.52%

出典：各市の第三期計画より作成。

注）\*印、日野市の「精神障がい者保健福祉手帳」所持者は、2010（平成22年）度のデータがなく、2011（平成23年）度の数字となっている（東京都中部総合精神保健福祉センター）。

⑤185,677人⑥4.16%となっており、全体的に増加している。特に精神障がい者については3年で37%も増加しているのが特徴である。これは市内に独立行政法人国立精神・神経医療研究センター病院があることも一因となっていると思われる。

小平市の障がい者団体は「小平障害者団体連絡会（以下「小障連」）」（2012年設立）に加盟している団体が2014（平成26）年6月現在で46団体ある。障がいの分野による団体やサポート団体、作業所など様々であり、連絡会には会則と役員が置かれている。目標として「市内の障害者関係団体が、障害の違いを超えて、障害当事者、家族、事業者を含めて幅広く連携する」「障害者福祉の推進のために、学習や啓発活動、障害者福祉政策に関する提言活動などを行う」を掲げている。こうして障がい者団体が組織化されていることによって、行政との連携が取りやすくなり、後述する計画の策定委員の選出にも反映していると思われる。

また小平市社会福祉協議会が市の受託で『障害者福祉センター』と『あおぞら福祉センター』『地域自立支援センターひびき』を運営し、「障害者支援法」に基づいて『地域生活支援センターあさやけ』が運営されている。

## (2) 小平市の障がい者政策と予算

小平市の障がい者は基本的には健康福祉部の障害者福祉課が対応している。ただし、15歳までの乳幼児や、小学校及び中学校の児童・生徒については、次世代育成部の保育課や教育部の学務課及び指導課で対応するところもある。また、65歳を過ぎると優先的に介護保険に組み込まれるため、一部介護福祉課が対応するところもある。障害者福祉課には事業推進担当、サービス支援担当、相談支援制度担当が置かれている。

小平市の障がい者政策は「小平市障がい者福祉計画・第三期小平市障害福祉計画（2012～2014（平成24～26）年度）」に沿ってすすめられ、日常的な協議や調整、あるいは提言などについては小平市地域自立支援協議会が行うことになっている。

2010（平成22）年度の障害福祉に関わる予算は民生費（237億円）の中の扶助費（143億円）のうちの社会福祉費（26.6億円）である。その他として扶助費には、高齢者福祉費（0.9億円）、児童福祉費（63.7億円）、生活保護費（50.1億円）その他（1.8億円）がある。

表2 小平市の収入と支出の内訳（2010（平成22）年度）

収入（円）	支出の内訳	項目	金額（円）	率（%）
	1	民生費	24,451,384,000	44.0
	2	総務費	8,077,961,000	14.5
	3	教育費	6,108,152,000	11.0
	4	土木費	5,023,322,000	9.1
	5	公債費	4,471,625,000	8.0
	6	衛生費	4,363,955,000	7.9
	7	消防費	2,163,197,000	3.9
	8	商工費	229,143,000	0.4
	9	その他	662,685,000	1.2
56,234,541,000		合計	55,551,425,000	100.0

出典：小平市HPより作成

なお、前年の2009（平成21）年度決算と比較すると他の支出がほとんど横ばいに対して、民生費が21%も増えている。2009（平成21）年度は扶助費（113億円）のうちの社会福祉費（23.9億円）、高齢者福祉費

(0.9 億円)、児童福祉費 (42.0 億円)、生活保護費 (44.2 億円) その他 (1.9 億円) である。児童福祉費が大きく増えたのは子ども手当の支給が始まったことによるものである。

### (3) 小平市のソーシャル・キャピタル (人間発達資源)

小平市には、2011 年現在保育園が 21 箇所、幼稚園が 12 箇所、認証保育所が 11 箇所、認定こども園が 3 箇所、病後児保育室が 1 箇所、小学校が 21 校、中学校が 6 校、高校が 6 校、大学が 3 つの大学校を含めて 9 校、専修学校が 3 校、特別支援学校が 1 校ある。中核都市としては高校や大学が多いのが特徴である。

地域に関わる資源として自治会が約 350 箇所にあり、市民に占める割合はおよそ 40%で、その率は年々下がりつつある。市の東部を中心に人口が増え、マンション等の建設が進められているが、西部は現状維持程度の増加率である。高齢化率は 2013 (平成 25) 年現在では平均で 21%に達し、障がい者問題だけでなく、高齢者問題もからめて深刻な事態が予想される。小平市の高齢者クラブは現在 33 である。一方では様々な NPO や地域団体が組織され、小平市地域文化課の集約によれば 230 団体が登録されている。

小平市の障がい者福祉や市民生活福祉に関わっては、国の制度である民生児童委員が 124 名 (2014 年) 配置され、小平市社会福祉協議会、地域包括支援センター (6 箇所)、更には多文化共生に関わる小平市国際交流協会 (地域文化課) が配置されている。また障がい者支援施設として 3 箇所設置されている。

その他建物としては地域センターが 19 箇所、公民館が中央公民館を含めて 11 館、図書館が中央図書館を含めて 11 館、児童館が 3 館となっている。更に旧小学校跡地に小平元気村おがわ東があり、子ども家庭支援センター、ファミリーサポートセンター、青少年センター、男女共同参画センター“ひらく”及び市民活動支援センターあすびあ等が置かれている。

多文化共生の視点から外国籍住民の存在が見えてくるが、小平市においては 2011 (平成 23) 年度末のデータでは 4,053 人 (2.25%) となっている (瀧口, 瀧口 2013)。

他の 4 つの自治体と比較して特徴的なものは、第一に図書館の数である。小平市は図書館を一極集中せず、地域に分割しているが、他市に比べて 1 館の配置が狭い範囲となっている。また地域交流の拠点となる地域センターが小学校区並みに設置されており、日常的に地域の集まりが持てるような体制ができていることである。ただし、職員は専任ではなく臨時となっており、地域に積極的に関わる体制とは言えない。第三として、市の中心となるような駅がなく (市内には 7 つの駅がある)、商店街なども分散して存在している。

### (4) 計画の基本理念・体系をめぐって

第三期の障害者福祉計画であるが、5 つの市の策定委員の構成からその特徴が見えてくる。いずれの市も、学識経験者を委員長もしくは副委員長として配置している。小平市の特徴は市民委員を多く選任していることである。一方でサービスを提供する側の社会福祉

法人などが少なく、医療関係者や教育委員会を入れていない（表3）。障がいの分野は広いので、当事者委員を増やすことも考えられるだろうが、市民委員の中にも当事者が選ばれているので、実質的には関係当事者が多く配置されている。小平は当事者及び市民によって計画を作成していくという姿勢が見えてくる。

小平市の障がい者福祉計画の基本理念は①健康で快適・自由で自立した生活の実現、②ともに生き、暮らしを支え合う共生の地域づくり、となっている（小平市2012、p.23）。

## （5）施策の方向と展開について

施策の柱として生活支援の推進（8項目）、生活環境の整備（2項目）、教育・発達支援の充実（3項目）、雇用・就労の拡大（2項目）、そして広報・啓発活動の推進（5項目）を掲げ、この中で重点施策として①相談支援と権利擁護の体制の確立、②居住系サービス、③就労支援の充実、そして④就労相談と雇用の場と領域の拡大の4項目を重点施策として掲げた。更に新規の事業として虐待防止対策、同行援護、障がい者自立生活サポート事業、特別支援教育支援員の配置の検討、特別支援教室モデル事業、放課後デイサービス、の6事業を掲げた。障がい者福祉については基本的に行政の財源で賄うことになっているので、新規の施策を行う場合は関係各部署の理解がないとすまない。したがって学校に関わる部分を除くと新規は前半の3事業ということなる。

第三期の計画については2011（平成23）年度の6月から審議が始まって、10月に原案が完成し、パブリックコメントや市民への説明会を経て2月に確定されている。審議の過程で様々な意見が出されるが、予算等との関係で、新規の事業が組み込まれるのは極めて限界があるというのは上記に示した通りである。市役所各部課との調整を行うことを視野に

入れれば、少なくとも8月には重点的な施策が提示されなければならないシステムとなっている。

なお市役所内には計画策定にあたって、調整を行うための「小平市障がい者福祉計画・第三期小平市障害福祉計画策定調整会議」（12人）および「ワーキングチーム」（12人）が組織され、障害福祉課がそれぞれの事務局としてまとめを行い、計画への反映に努めている。

表3 障害者福祉計画策定委員の構成（2011年）

項目	（単位：人）				
	小平	三鷹	西東京	立川	日野
①学識経験者	1	2	2	1	1
②社会福祉法人	2	6	4		7
③障害者センター等	1	1			
④医療関係		1	2		
⑤保健所	1	1	1	1	
⑥特別支援学校	1	1	1		
⑦民生委員児童委員協議会	1	1			
⑧生活支援センター		1		1	1
⑨就労支援センター	1	1		1	1
⑩当事者委員	3	7		5	1
⑪市民委員	8	2		5	2
⑫相談員					2
⑬社会福祉協議会				1	
⑭教育委員会		1		1	
⑮その他		3			1
合計	19	27	10	16	16

出典：各市のHPより作成

## (6) 現状を踏まえた課題

障がい者計画を立案するにあたって、全ての障がい者を対象としたアンケートを実施し、そのまとめを通して課題が提示されている。それらは、①障がい者への理解促進、②生活支援の推進、③生活環境の整備、④教育・発達支援の充実、⑤雇用・就労の拡大、⑥保健医療の充実、⑦情報提供とコミュニケーション支援の充実、となっているが、いずれも重要な課題であり、どの程度まで実現できるのかということが問われている。そしてこうした課題を限られた担当者でこなさなければならないのが実情である。

小平市に限ったことではないが、市民や当事者との連携にしても、市役所内の調整会議にしても、計画が策定されて承認されると、原則的には解散する（小平市 2012、p.87）。あとはそれを実行することに主眼が置かれ、議会からは計画との関係が追及されるため、どうしても数字を追及することになりがちである。計画の策定委員会も設置期間が1年間に限定されるため（小平市 2012、p.81）、策定したことについての責任は問われず、問題が生じれば行政の窓口である障害者福祉課に集中することになる。

障害福祉課は、3か月に1回自立支援協議会を開催し（委員の任期は3年）、困難事例の支援の在り方などを相談する。しかし前述のような多分野に及ぶ施策においては、3か月に1回では所掌事項として挙げられている8項目の一部しか対応できないのが実状であろう。2011年度の協議会では「幹事会及び部会からの報告」と「計画検討委員会の報告」でほぼ1年が終わっている。

人口が横ばいでありながら、障がい者の増加が進んでいること、とりわけ10年間で心臓疾患などの「内部障がい」が1.49倍となっていることは、医学の進歩により生存が可能になったことを示しているのではないか。今後も増加が予想されるとすれば、特別な手立てが必要であろう。特に医療との連携が求められる。

「①障がい者への理解促進」について言えば、現在は広報紙やHP、障がい者作品展、障がい者運動会など、障がい者同士が集まる機会は設定されても（小平市 2012、p.18）、一般の市民がボランティア以外で参加するにはハードルが高い。もっと相互に交流する機会をつくらなければせっかくの目標も一部だけのものになってしまう懸念がある。

## 5 — 考察

### (1) より良い障がい者計画を策定していく内容と展望について

社会が複雑化し、人間関係の構築がますます困難になってきている今日において、また医学の進歩で、重大な障がいを持っていたり、内臓的な障がいがあっても社会で生活できる人の数は増えてきている中で、私たちがどのような対応をしなければならないか、小平市の計画をもとに考えてみたい。

まずは連携とその継続の在り方である。小平市には「小障連」があり、団体内部での連

携や交流、あるいは行政との連携や対応において有効に働いていると思われるが、一般市民との連携という点で限界がある。小障連の役割として①行政とのパートナーシップ、②政策提言、③連携（小障連2014）を掲げているが、連携においては「当事者の他、家族、支援者（作業所・入所施設・グループホーム・ヘルパー派遣等）」として、日常的に集まる範囲にせばめられており、もっと市民一般に広がっていくことが必要なのではないか。

また、小平市内には障がい者のケアをするための社会福祉施設があるわけであるが、5市の比較を併せて並べると表4の通りである。人口比は東京都との比較で、平均的にどの程度あるのかという目安である。小平市はほぼすべての項目で東京都の平均を上回っている。自立訓練（生活訓練）事業所については次の計画でぜひとも実現していく必要がある。

## （2）「障害者権利条約」を計画に生かすことについて

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効した。日本は2007年9月28日に、高村正彦外務大臣（当時）がこの条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託した。また、同年2月19日に同条約は日本での効力を発生することになった（外務省2014）。したがって2011（平成23）年度策定の「小平市第三期小平市障害福祉計画」においては、条約に署名したところまでしか触れていないが、次の計画では当然組み込まなければならないものである<sup>1)</sup>。

冒頭に述べたように、日本政府は国連の「障害者権利条約」を批准するにあたって、いくつかの法整備を行って国会での承認を得ている。この点では1994年に日本政府が批准した「子どもの権利条約」とは大きな違いである。「子どもの権利条約」の批准にあたっては、日本は条約に書かれたことはすべて保障されているとして法整備を行わなかった。その後の国連子どもの権利委員会からの3回にわたる勧告もほとんど対応しないという姿勢を取り続けていることを考えると、自治体レベルでしっかりと対応しないと同じようなことが起こることも予想される。

障がい者の立場で研究と運動をすすめてきた「全国障害者問題研究会」（以下「全障研」）は、「障害者権利条約」が国会で承認された直後の2013年12月に声明を出しているが、

表4 社会福祉施設の比較（2011年）

（単位は箇所）

社会福祉施設一覧	小平	三鷹	西東京	立川	日野	東京都	人口比
1. 自立訓練（機能訓練）事業所	2	0	0	0	0	23	0.3
2. 自立訓練（生活訓練）事業所	0	1	0	3	0	58	0.8
3. 就労移行支援事業所	3	3	1	5	2	219	3.0
4. 就労継続支援（A）事業所	1	2	0	0	0	62	0.9
5. 就労継続支援（B）事業所	11	16	7	16	9	682	9.5
6. 計画相談支援事業所	9	12	6	9	7	422	5.9
7. 地域相談支援（地域移行支援）事業所	7	3	4	2	4	167	2.3
8. 地域相談支援（地域定着支援）事業所	6	3	3	2	4	155	2.2

出典：東京都福祉保健局2014施設等一覧より作成。「人口比」は、東京都の施設数を小平市の人口に換算した数。



その中で「権利条約の到達点から見れば問題は山積していますが、批准された権利条約は、憲法と実定法の間位置づき法的効力を持ちます。このことを運動のテコにしなが、現状を明らかにして、その改善にとりくみたいと思います」(全障研 2013) と宣言している。日本は世界で 137 番目の批准国であるが、批准したからにはそれをきちんと実行する義務がある。

「障害者権利条約」は全部で 50 条になるが、第 34 条以降は手続きなどの事務的なものになるので実質的には 33 条である。その中で小平市として新たに考えなければならないことを提示する。

第一に「障害者とともに行動する専門家及び職員に対する研修を促進する」(第 4 条 9 項) ことである。「障害者権利条約」に書かれていることは多岐にわたり、内容的にも複雑なものが多いのできちんと学んでおく必要がある。また第 8 条では「障害者に対する社会全体の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成する」(2-1 項) と書かれており、専門家や職員だけでない。「教育制度のすべての段階(幼年期からのすべての児童に対する教育制度を含む)において」(第 8 条 2-2 項) も障害者の権利を尊重する態度を促進することを求めている。障がい者への虐待を防止する上でも重要な課題である。

第二として第一にも関連するが、「障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること」(第 8 条 1-3 項) とあるように、障害者が健常者に比べて存在がマイナスであるかのような意識ではなく、積極的な意味があることを示す必要がある。「障害者の技術、価値及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進する」(第 8 条 2-1-3 項) 「公的部門において障害者を雇用する」(第 27 条 7 項) とすれば、当然小平市の職員や嘱託として割合に応じて障がい者を採用することが求められる。

第三として、「障害者が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適切な措置をとる」(第 9 条 1 項) とあるので、公共施設や公共交通機関のバリアフリーはもちろんのこと、公共施設に設置されているコンピューターには視覚障がいや身体障がい等に対応したものが必要であり、「障害者による新たな情報通信技術及び情報通信システム(インターネットを含む)の利用を促進する」(第 9 条 2-8 項) からすれば、もっと積極的に対応しなければならない。

第四として、障がい者の権利が侵害されていないかどうかを審査する機関を常設することである。「権限のある独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象とすることを確保する」(第 12 条 4 項) とあるように、小平市として「障害者の権利条約オンブズパーソン委員会」(仮称) を設置して条約がきちんと実行されているかチェックする必要がある。「市民社会(特に、障害者及び障害者を代表する団体)は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する」(第 33 条 3 項) はその保証でもある。

第五として、「政治的及び公的活動への参加」があり、「他の者と平等に政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること(障害者が投票し、および選挙される

権利及び機会を含む」を確保すること」(第29条1項)となっており、選挙権はすべての障がい者に基本的に保障されるべきものとなる。

### (3) 市民全体として問題を考える道筋について

更に、上記と関連して地域との連携を通じた共生社会の実現である。子どもたちの声が「騒音」として規制の対象になる時代において、顔の見える人間関係がますます必要になってきている。障がい者やその関係者だけのネットワークでは限界があり、住んでいる場所での連携が必要である。むしろ障がい者を通じた地域づくりの発想を育てていかなければならない。障がい者に優しい街は全ての人にとっても優しい街であるという視点が必要である。

この点では小平市地域文化課が学園西町で取り組んでいる地域懇談会や白梅学園大学・短期大学の関係者が取り組んでいる「小平西地区地域ネットワーク」、あるいは民生児童委員と小平市障害者センター並びに特別支援学校や小学校が取り組んでいる「小平十三小地区防災訓練」等がその視点を提供してくれる。「学園西町地域懇談会」では自治会が中心となって地域組織をつくる取り組みをすすめ、「小平西地区地域ネットワーク」では「100m単位での人間関係」(2012結成にあたって)を呼びかけ、「小平十三小地区防災訓練」では民生児童委員の担当地区ごとの交流を組織している。こうした交流の機会を生かして、近隣のつながりを広げていくことが可能となってきている。

今後の展望としては、全ての行事が共生社会の実現という観点から、健常者、障がい者、外国籍住民等、全ての市民を対象としたものにしなければならない。できれば全ての行事に障がい者等を意識するコーナーを設置し、一緒に取り組む姿を示すことである。コミュニティの中心として重要な場所の調査の中では、学校に続いて「福祉・医療関連施設」が挙げられている(広井2009)。言い換えれば地域づくりの中で、障がい者や高齢者、あるいは乳幼児などの存在が大きな役割を果たすことになることも示されている。

全国社会福祉協議会は1986年に、第一次大戦前、シカゴのスラム街にセトルメント「ハル・ハウス」をつくり、その館長を46年間つとめたアメリカの社会活動家ジェーン・アダムスの足跡をふまえて、「この社会事業の偉大な開拓者の歩んだ道を、今発展的に継承しようとするならば、今日の日本の社会福祉は、視野を一新して、対人サービスをコミュニティ内の活用可能なあらゆる社会資源の上に据えなおす努力を始めなければなりません。その新企画の提唱者、また推進者となるのが、全国および各地の社会福祉協議会の任務でなければなりません」と結んだ。それからほぼ30年が経過し、社会福祉協議会が行政の委託機関化する中で、あらためて障がい者を含めた地域の組織化をどのようにすすめていくかが問われている。

#### 〈注〉

1) 日本政府は障害者権利条約第7回締約国会議において「我が国は、この締約国会議を重視しており、

他の国連加盟国及び市民社会と協力していくことを誓う。我が国は、国際協力、また障害者権利委員会に将来参加することを通じて、積極的にこの条約に貢献していく考えである」(国際連合日本代表部 2014) と述べた。ぜひその姿勢を堅持して、日本国内の障がい者問題に対処してもらいたいものである。

#### 《参考・引用文献等》

外務省 2014 障害者の権利に関する条約 (略称：障害者権利条約)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

以上より 2014 年 11 月 6 日 DL

全国社会福祉協議会 1986 新しいコミュニティの創造—神戸灘生協の住宅福祉 全国社会福祉協議会

国際連合日本代表部 2014 障害者権利条約第7回締約国会議我が国発言骨子 (2014 年 6 月 10 日)

[http://www.un.emb-japan.go.jp/jp/statements/yoshikawa061014\\_JP.html](http://www.un.emb-japan.go.jp/jp/statements/yoshikawa061014_JP.html)

以上より 2014 年 10 月 25 日 DL

小平西地区地域ネットワーク 2012 小平西のきずな 1 号

小平市障害者団体連絡会 (小障連) 2014 小平市障害者団体連絡会の活動

小平市 2013 小平市財政白書 (平成 22 年度決算版)

[http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/024/attached/attach\\_24387\\_1.pdf](http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/024/attached/attach_24387_1.pdf)

以上より 2014 年 10 月 28 日 DL

小平市 2012 小平市障がい者福祉計画及び第三期小平市障害福祉計画 (平成 24 年度～26 年度)

全国障害者問題研究会 2013 声明「障害者権利条約批准はゴールではなくスタートです」

[http://www.nginet.or.jp/news/opinion/20131204\\_kenrijoyaku.html](http://www.nginet.or.jp/news/opinion/20131204_kenrijoyaku.html)

以上より 2014 年 11 月 8 日 DL

立川市 2012 立川市第 3 期障害福祉計画 (平成 24 年度～26 年度)

<http://www.city.tachikawa.lg.jp/shogaifukushi/kenko/fukushi/kekaku/dai3ki.html>

以上より 2014 年 10 月 25 日 DL

瀧口優・瀧口真央 2013 小平市における多文化共生の特徴と提言 白梅学園大学短期大学教育福祉研究センター年報 18 号

西東京市 2012 第 3 期西東京市障害福祉計画 (平成 24 年度～26 年度)

[http://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku\\_keikaku/kekaku/hoken/shougaiasha\\_fukushi.html](http://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/kekaku/hoken/shougaiasha_fukushi.html)

以上より 2014 年 10 月 25 日 DL

日野市 2012 日野市第 3 期障害福祉計画 (平成 24 年度～26 年度)

<http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/196,57789,348,2005.html>

以上より 2014 年 10 月 25 日 DL

広井良典 2009 コミュニティを問い直す 筑摩書房

三鷹市 2012 障がい福祉計画 (第 3 期) 平成 24 年度～26 年度

[http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c\\_service/031/031992.html](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/031/031992.html)

以上より 2014 年 10 月 25 日 DL

東京都福祉保健局 2014 施設等一覧

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushi\\_shisetsu/](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushi_shisetsu/)

以上より 2014 年 11 月 5 日 DL